

評伝・石田和外

—「裁判の独立」至上主義者の死角—

西川伸一

5 〈本稿についての説明〉

2021年4月に現代書館より23期・弁護士ネットワーク編『司法はこれでいいのか。』が刊行された。私は「第四章 司法官僚—石田和外裁判官の戦後」を執筆した。原稿依頼を受けたのは2020年4月であった。当初は石田和外元最高裁長官の評伝を書いてほしいといわれた。そこで、上記タイトルの拙稿を書き上げた。ところが、同書の性格からして石田の戦前部分は不要であり、タイトルもそれに沿うよう変更したいとの編集方針が示された。

以下に掲げる「はじめに」と「1 出生から敗戦まで」は、その方針に基づく削除訂正前の原稿である。旧稿は独自に取材した内容も含んでいる。これをそのまま「お蔵入り」させることは残念であり、なにより取材に協力いただいた方々に失礼であろう。そこで、ウェブ上に公開することでささやかな返礼の意を表したいと考えた次第である。

15 2021年4月2日

はじめに

山本祐司『最高裁物語』の「文庫版まえがき」は、1997年に最高裁発足50周年を迎えたことを紹介した上で、次のとおり続いている。

20 「この半世紀の最高裁の歴史を見ると（略）大物・石田和外長官時代を境に「石田以前」と「石田以後」に分けられることに気づく。（略）「石田以前」は、人権重視のリベラル派が全盛時代をつくりあげてもいた。しかし「石田以後」になると、石田長官がリベラル派の砦（最高裁）を攻略して以来、今日に至るまで「公共の福祉」重視の保守派で固めた最高裁が揺らいだことはない」（山本 1997 a: 5）。

この記述から20年以上が過ぎた。いまでも石田路線は継承されているように思われる。それは最高裁の保守的な判決傾向にとどまらず、「ヒラメ裁判官」と揶揄される下級裁判所裁判官の行動パターンにも表れている。後述する「司法の危機」を奇貨として石田長官が裁判官の思想的「無色」化を図り、それと軌を一にして司法官僚体制を確立した影響は今日にまで及ぶ。

30 最高裁判所の正面玄関前に「最高裁判所」との庁舎銘文がある。この裏面には「石田和外書」と刻まれている。石田は1973年5月に最高裁長官を定年退官した。いまの最高裁庁舎の竣工は1974年3月である。そして、石田は1979年

5月に死去する。新庁舎になっても黄泉から余の眼が光っている、余の路線を踏み誤るな。あの文字で石田はそう訴えかけているのか。

石田和外とは「裁判の独立」至上主義者だったというのが、本評伝の仮説である。「最高裁判所司法行政の歴史における恥部の一つ」（瀬木 2014: 33）とまで評されるブルーページを推し進められたのも、その信念に基づく逆説ではないか。同時にそれは、裁判官の思想弾圧と官僚統制を意に介さないという死角を抱えていた。この仮説を石田の人生をたどりながら検証していきたい。

1 出生から敗戦まで

10 石田は1903年5月20日に父・龍雄、母・みつの二男として福井市で生まれた。「和外(かずと)」という変わった名前について、石田自身の説明を掲げよう。

「和外という名の外の字は「と」で人の意なのだが、母親の数え三十二歳に生まれ、このころ三十三の二ツ児は親子両立しないとか言う迷信で、外の字が付けられたのだと思う。(略)もちろん祖父の命名なのだが、おそらく日本に一人
15 (略)であろう」(遺文抄 1980: 15)。

この文章は、1977年9月から10月にかけて『日刊福井』に連載された「私の走馬灯・真実一路の旅」に書かれたものである。石田は残念がるかもしれないが、この時点で少なくとももう一人の「和外」名の少年がいた。まさに同姓同名の石田和外・現静岡朝日テレビアナウンサーである。石田アナは1969年1月3
20 日に生まれている。同年1月11日に最高裁長官に石田が就任し、記者会見で「激流に立つ岩」と発言した。石田アナの父親は出生届の提出期限が迫る中、この言葉に感銘を受けて、長官石田にちなんで命名したとのことである(2020年8月19日付の石田アナから著者へのメールによる)。

さて、石田は旧制中学校3年修了をもって東京に転居している。15年余りし
25 か福井に住んでいない。それでも福井で庶民の生活を見聞したことが「後日裁判官としての仕事にきわめて貴重に役立っている」と回想している(日本経済新聞社編 1972: 100)。とはいえ、まだ子どもである。福井へのリップサービスも多分に含まれていよう。1974年4月に石田は東京福井県人会会長になる。

1919年4月に石田は東京神田の私立錦城中学校4年次に編入学する。ところで、当時の旧制高校では年度開始が9月であった。また、1918年末公布の高等学校令により、高等学校(正確には高等学校高等科)への入学資格が5年制である中学校の4年修了者にも認められた。そこで石田は錦城中学校を1920年3月に在学わずか1年で退学した。そして7月に行われる第一高等学校(一高)の入学試験に備えたのである。「この四ヵ月間の努力は一心不乱の一語につきる」
35 (日本経済新聞社編 1972: 108)。

その甲斐あって石田は合格を果たした。フランス語が第一外国語である文科丙類であった。石田のように中学校4年修了で高等学校に入学した者は「四修」とよばれた。それは秀才を含意していた（竹内 1999: 116）。当時の一高は全寮制であった。その学生生活について、石田は「時に寮歌を高唱し、酒盃をあげ、

5

読書、散歩、旅行、観劇、寄席、など存分に青春を享樂する日常」と振り返っている（遺文抄 1980: 38）。一方で、「肝心な学業の方は芳しい方ではなかった。（略）出席点呼の代返を仲間に頼んで要領よく欠席して」と告白している（日本経済新聞社編 1972: 113-114）。もちろん、これは成績に反映される。1923年5月10日付『官報』に同年3月31日卒業の一高生徒の名簿が文科・理科ごとの

10

類別に記載されている。氏名の記載は成績順である^D。石田は文科丙類卒業生33名中下から5番目であった（『同』256頁）。
ただ、剣道には熱心に取り組んでいた。石田はすでに福井時代から剣道を習っており、一高でも撃剣部（剣道部の一高での呼称）に所属する。最高裁長官として石田の前任者の横田正俊は撃剣部の先輩であった。そして、「この大先輩

15

佐々木保蔵という人物にめぐり会ってその強い影響を受け、ついにはその娘を妻に迎えるなど、私の生涯を貫く決定的な一大事となる」（遺文抄 1980: 39）。石田は佐々木の豪快無比な人間的魅力に心酔して、稽古をつけてもらうばかりか自宅を訪ねたり旅行をともにしたりするなど「個人的接触」を重ねた。
卒業を控えた1923年1月10日に仙台の第二高等学校（二高）との剣道の対抗試合があった。「前年秋から之に総べて投入し」、試合自体は11勝4敗で二高を圧倒した（子々孫々 1981: 599）。それはよかったのだが、3月17日に東大法学部の入試が迫っていた。「一高の寮におりましたから、もう勉強はできないのです。卒業前の酒の会とか、剣道の祝勝会とか」（子々孫々 1981: 116）「大学入学試験準備（略）は満足でなかった」（日本経済新聞社編 1972: 131）。しかも、

25

試験前夜に大学の先輩が酒瓶片手に部屋を訪ねてきて、「飲むほどに量をすごして」しまう始末であった。当日試験教室では「ストーブが温か過ぎ、前夜の酒気の影響もあって、一時はボツとしてしまった」という（同）。結果は不合格であった。このときの法学部入試は収容予定者550名のところ志願者は889名であった（東京大学百年史編集委員会編 1986: 178）。出題は和文欧訳と欧文和訳であるから、石田の場合は和文仏訳と仏文和訳ということになる。

30

当時、東京帝国大学（東大）には第1志望が不合格の場合でも自動的に第2志望以下に合格となるというしくみがあった。そのため、最終的に不合格者が出ることはまずなかった。徴兵猶予のことも考えて、石田は無試験で入学できた文学部社会学科に籍を置いて、いまの言葉でいえば「仮面浪人」して翌年の入試に

35

備えることになった。ときには講義にも出席したというが。
この1923年5月に石田は満20歳となり、郷里福井で徴兵検査を受ける。身

長 170 センチを超える偉丈夫だったにもかかわらず、第一乙種合格となった。当日検査に来た者のなかで大学生は石田だけだった。石田は「なかなか含みのある扱いだなと思った」と回想している（遺文抄 1980: 51）。

5 1924 年 3 月 15 日の入試に石田は合格した。受験者 918 名に対して許可者 550 名だった（東京大学百年史編集委員会編 1986: 182）。同年 4 月に東大法学部政治学科に入学する。政治学科を選んだことが示唆するように、このとき石田は法曹を強く志していたわけではなかった。「裁判官を志望するまでには、私もいろいろと迷った」と書いている。フランス語を生かして外交官になるか、母方の祖父が銀行家であったことから銀行員を目指すかなど考えあぐねた。決め手は前出の大先輩・佐々木の生き様であったようだ。「やはり日頃佐々木の口にする正義に徹する道を行くことを決意した」という（日本経済新聞社編 1972: 138）。

10 石田が大学 3 年次となった 1926 年度の高等試験司法科試験は、9 月 14 日から 17 日までの 4 日間にわたって行われた（1926 年 8 月 15 日付『朝日新聞』夕刊）。石田はこれを受験し合格を果たす。このときの合格者は 243 名であった（司法省編纂 1939: 403）。そして 1927 年 3 月に東大を卒業し、翌月 22 日付で司法官試補を命じられた（1927 年 4 月 27 日付『官報』731 頁）。石田の同期となる 1927 年度の司法官試補任命者は 147 名であった（蕪山 2007: 281）。

15 司法官試補の当時の実地修習期間は 1 年半であった。彼らは各地方裁判所の民事部、刑事部それぞれ一つの部に配属されて、実務見習いにいそしんだ。石田はまず東京地裁刑事第四部に所属した。その左陪席の西久保良行に出会ったことが、石田を刑事裁判官の道に進ませることになる。「西久保先輩らの刑事裁判官としての深い人間味に魅力を覚え、自ずと自分もその道へひかれて行った」（子々孫々 1981: 78）。その後、民事部へ回り、そこには前出の撃剣部の先輩である横田正俊やのちに最高裁判事となる奥野健一がいた（遺文抄 1980: 334）。

20 奥野は石田が最高裁長官になる際に新聞に寄稿し、石田の行政手腕に強い期待を表明している（1969 年 1 月 10 日付『読売新聞』）。

ところで、前出の佐々木は 1926 年秋に撃剣部出身の東大生のために東京・阿佐ヶ谷に可大寮を建てた。石田はそこに入寮して司法科試験を受けたと書いている（遺文抄 1980: 58）ので、開寮は 9 月初旬だったと思われる。司法官試補が実地修習終了後に課せられるいわゆる二回試験に向けた勉強も可大寮で励んだ。「あのような環境のもと、好成績が期待できるはずはあり得ない」（同）と石田はこぼしている。それでも、二回試験に合格して判検事の資格を得た。そして 1928 年 12 月 4 日付で判事に任ぜられ、予備判事として東京地裁勤務を命じられた。配属は民事第十部であった（日本経済新聞社編 1972: 141）。

35 予備判事は定員外の判事で、どこかの裁判所で欠員ができるとそこで本式の判事として補職される。任地に恵まれるかについて何の保障もなかった。ただ、

二回試験の成績がそこで考慮されたようである。石田は翌 1929 年 10 月 25 日付で福島地裁判事に補された²⁾。石田はこの人事を「失望」とまで記す一方で、「ある程度は成績のよくないこともよくわかっておりました。(略) 有無を言わずに承諾して福島へ行った」とも述べている(遺文抄 1980: 58)(子々孫々 1981: 95)。石田が寮を退去するにあたって、当時司法省民事局書記官だった横田正俊が佐々木の元にやってきて「もう少しだった(東京に残るのに)のに残念でした」と慰めを口にしたという。興味深いのは、その石田がその後出世を遂げたことで、「二回試験必ずしも絶対ではない例」として挙げられ、また「諸君も二回試験のことなど心配せずに、石田君のような裁判官になるように」と司法官試補を励ますロールモデルになったことである(追想集 1981: 261, 461)。

石田は福島地裁勤務について「後日、中央でカジ取りをする立場になった私に取っては、地方のこまかい特殊事情もよくわかって、大いに役だった」と記している(遺文抄 1980: 58)。やや負け惜しみにもきこえる。この福島時代の石田にとっての最大の出来事は、佐々木の長女・恭子と結婚したことであろう。1931 年 4 月 26 日に東京で挙式し福島で家庭を築いた。その後 1932 年 4 月 11 日付で長野地裁に異動する。長野在任は 1 年 3 ヶ月ほどで 1933 年 7 月には東京区裁判所へ転じる³⁾。それ以降、石田は最高裁長官を定年退官するまで一度も東京から出ることはなかった。さらに 1935 年 5 月 1 日付で東京刑事地方裁判所へ栄転する。前日に東京地裁は廃止され、この日をもって東京民事地方裁判所と東京刑事地方裁判所が設置された。東京地裁所長だった三宅正太郎が初代東京刑事地裁所長となった。そして、同年 6 月 22 日のいわゆる帝人事件第 1 回公判を迎える。それを審理する第一部の左陪席に石田は起用されるのである。

第一部の裁判長は藤井五一郎、右陪席は岡咲恕一、そして補充判事は岸盛一であった。後述するように、石田最高裁長官の下で岸は事務総長としてブルーページを推し進める。部の構成は部長会議で決められる。とはいえ、石田によれば「その原案が三宅所長のプランであること疑いない」(遺文抄 1980: 68)。石田は「裁判官として処理した事件のうち、いろいろな意味で、最も感銘が深くまた精魂を打ち込んだのは、所謂、帝人事件である」という(子々孫々 1981: 11)。そのころ石田は腹部に鈍痛を感じており、これを盲腸と疑い虫様突起を切除して審理に臨んだ。

帝人事件の概略は次のとおりである。総合商社であった鈴木商店が 1927 年の金融恐慌で倒産する。その鈴木商店は帝国人絹(帝人)の株式過半数を担保に台湾銀行から融資を受けていた。すなわちその株式が担保流れになってしまったのである。一方、台湾銀行(台銀)は日銀に帝人株を入れて自己債務の担保としていた。そこで台銀には帝人株の売却代金を日銀への返済に充てる必要があった。帝人は有望企業であったため、各機関投資家が株式買収に食指を伸ばした。

その結果、1933年5月にある保険会社のグループとの間で10万株の時価売買が成立した。この売買価格が妥当であったのか。不当に安すぎれば台銀に損害を与えたことになる。台銀側と買受人には背任共謀があったのではないか。累は当時の斎藤実内閣の閣僚や大蔵省の高級官僚にも及び、1934年7月3日に内閣は

5 「綱紀問題の責を負い」総辞職する。

売買価格の妥当性をめぐって、予審段階では3名の鑑定人は誘導尋問的な設問に乗せられて不当に廉価であったと答えた。しかし、公判廷では全員がそれを覆し株価の将来予測は困難であると述べた。背任容疑の虚構性に加えて、検事による取り調べの人権無視のやり方も公判で明らかにされた。被告人16人中5人に革手錠が使われた。「身体で白状させる」ためだと弁護側は憤った。これ以外

10 にも、検察側の苛烈な「自白」強要が明らかになった。

政界・官界をも巻き込んだ疑獄事件と注目されたこの事件の公判は、1937年10月5日まで265回にも及んだ。結審を報じた翌日付『読売新聞』夕刊は「裁判史の世界記録」と見出しをつけた。1937年12月16日に判決が言い渡された。

15 主文は「被告人等ハ孰レモ無罪」であった。主任判事であった石田が起案した判決文は約12万字にも達し、「裁判長の朗読は実に六時間十五分もかかった」という（我妻編 1970: 62）。裁判長を務めた藤井は「私が書いたのは、全員無罪という主文だけです」と述懐している（我妻編 1970: 68）。判決文中にあった「恰モ水中ニ月影ヲ掬セントスルノ類」は、この事件が証拠不十分で無罪とされたの

20 ではなく、犯罪事実自体がなかったことを象徴していた。

石田を一躍有名にしたこの名文句は、実は一高時代に受けた哲学概論の講義で覚えた一節だったとのちに石田は「白状」している（日本経済新聞社編 1972: 115）。

面目丸つぶれの検察側は控訴しなかった。その理由について、石田は「時の検事総長塩野季彦」〔正しくは塩野は司法大臣〕の「大乘的見地」を指摘する（遺文抄 1980: 69）。実際には判決に対して検察側は激高し、検事正、検事長、検事総長全員が控訴を主張したが、塩野の「政治的判断」でそれは放棄されたという（追想集 1981: 270）。

25

「検察ファッション」ともいわれた時代に、石田はそれに屈せず司法の独立を貫いたと評価されている。帝人事件は石田に、裁判官とは「外圧」に「峻厳」でなければならぬという意識を強く刷り込んだように思われる。

30

大逆事件と並ぶと称される大事件を処理したあと、石田は藤井裁判長の右陪席として第一部にとどまった。その後1938年11月21日付で「予審掛」を命じられる（1938年11月29日付『官報』859頁⁴⁾。いわゆる予審判事である。予審とは旧刑事訴訟法295条1項に規定されていた手続で、「起訴された被告人につき予審判事が非公開で証拠を収集し公判を開始するか否かの決定を行う公判

35

前手続の制度」(『国史大辞典』)を指す。重要な犯罪はまず予審に起訴された。前述の帝人事件ももちろんこれに当たる。戦前の刑事裁判官の多くは予審判事の経験を積んだ。こうした「思想判事」としての熱心な仕事ぶりについて、石田は自伝的叙述では一切言及していない。

5 形式上は予審判事に命じられたまま、石田は1941年春には公判部へ回され、代理裁判長を務めた。そして、同年9月1日付で東京刑事地方裁判所部長に昇格し、第十部の裁判長に収まった。まだ38歳の若さであった。裁判長時代に担当した最大の事件は、平沼騏一郎元首相暗殺未遂事件であろう。同事件は1942年11月下旬に予審を終えて公判に付されることになった。そこでは石田は当時
10 の政治的圧力をもものともせず、近衛文麿はじめ顯官を次々に喚問した。天皇まで呼び出しかねないと言われたほどである。中野正剛衆院議員も喚問された一人であった。中野は東条英機首相の宿敵であり、中野の法廷での発言を危惧した東条は憲兵を通じて中野の喚問を裁判所に断念させようとした。しかし、石田はこれを意に介せず、1943年10月15日に中野を呼び6時間も証言させた(追想集
15 1981: 282-283)。このとき、軍側は裁判の公開禁止を検察官を通じて裁判所に求めた。石田は応ぜず裁判公開の原則を守った(遺文抄 1980: 346)。

直後の10月21日には、翌日に公判期日を控えた被告人と証人が身柄を拘束され法廷が開けない事態が生じた。政府筋からの陰湿な妨害である。これに激怒した石田は23日に「公判進行に関する件」とする通達を発する。「実に神聖なる裁判権に対する重大な冒瀆としての虞があり(略)当裁判所としては実に遺憾
20 であり」と(追想集 1981: 276)。

石田はこうした武勇伝について「独立を守るといふか、不当な圧迫に対しては絶対に譲らんという気風は戦争中と言えども少しもためらったことがない」と振り返っている(子々孫々 1981: 109)。東条が〈裁判所はけしからん、時局をわきまえない〉と恫喝していた時代である。石田の言葉は割り引かずに受け止めていいようにも思える。ただ、当時の裁判所は政治の圧力に屈したというより、むしろ「国策ニ合スル」を旨とし政治に迎合していた(家永 1962: 58)。上述の石田の「思想判事」としての取り調べもその一環として理解することができよう。石田のこの二面性は戦後のいわゆる司法激動期に如実に看取されるので
30 ある。

注

- 1) 『官報』に各高校の卒業生名簿が記載された。他の高校が当初の成績順の表記法をやめる中で、「一高だけは昭和十年代まで成績順を守り通した」(秦 2003: 118)。
- 2) 『石田和外追想集』の巻末に「石田和外年譜」が収められている。その659頁に「昭和三年 二十五歳 十二月、東京地方裁判所予備判事。同月、福島地方裁判所判事。」とある。

「同月、福島地方裁判所判事。」は正しくは「昭和四年十月、福島地方裁判所判事。」である。また、石田自身は「私の履歴書」で昭和四年暮れに福島地裁に転出したと書いている（日本経済新聞社編 1972: 141）。「暮れ」はやはり「十月」に改めなければならない。一方、1963年 3月に石田は司法研修所で司法修習生に対して講話を行っている。当時石田は東京高裁

5

長官であった。そこでは「昭和四年の秋、大分押し迫ってから」福島転出を知ったと語っている（子々孫々 1981: 94）。10月末を秋の「大分押し迫ってから」というであろうか。

3) 上記「石田和外年譜」659頁に「昭和八年 三十歳 七月、東京地方裁判所判事。」と記されている。しかし、『大日本司法大観』106頁には、「同〔昭和〕八年 七月 東京区裁判所判事」とある。『官報』でこの異動を記載した記事は確認できなかったが、1935年5月4日付『官報』101頁には「同〔東京区裁判所判事判事〕石田和外 補東京刑事地方裁判所判事兼東京民事地方裁判所判事」と出ている。従って、「昭和八年 三十歳 七月、東京区裁判所判事。」とするのが正しい。石田自身はこの異動について、「昭和八年七月、東京の裁判所へ転じ」（日本経済新聞社編 1972: 144）あるいは「昭和八年七月東京へ戻った」（遺文抄 1980: 64）と書いてぼやかしている。東京区裁判所として勤務したことについても一切記述

10

15

していない。

4) 上記「石田和外年譜」660頁には「昭和十三年 三十五歳 秋、予審掛の判事となる。」と就任日があいまいに記されている。

参考文献

20

家永三郎（1962）『司法権独立の歴史的考察』日本評論新社。

『石田和外遺文抄』（1980）

『石田和外追想集』（1981）

蕪山巖（2007）『司法官試補制度沿革』慈学社。

瀬木比呂志（2014）『絶望の裁判所』講談社現代新書。

25

『子々孫々』（1981）

竹内洋（1999）『日本の近代 12 学歴貴族の栄光と挫折』中央公論新社。

東京大学百年史編集委員会編（1986）『東京大学百年史 部局史一』東京大学。

日本経済新聞社編（1972）『私の履歴書—45—』日本経済新聞社。

秦郁彦（2003）『旧制高校物語』文春新書。

30

山本祐司（1997a）『最高裁物語 上』講談社+α文庫。

———（1997b）『最高裁物語 下』講談社+α文庫。

我妻栄編（1970）『日本政治裁判史録 昭和・後』第一法規。